

仲裁委員会運営規則

2018年5月27日 地域代表協議会で可決
緑の党グリーンズジャパン規則第11号

(目的)

第1条 仲裁委員会は都道府県本部または運営委員会が行った処分が適正であるかを評価します。また必要と認める場合は勧告・仲裁（以後「勧告等」）を行います。この規則は、規約第37条または第38条および規律についての運用規則第9条の規定にもとづき、仲裁委員会の運営、審理、公表の実施にあたり必要な事項について定めます。

(審議開始)

第2条 38条1項各号の申し立ては、処分日より1か月以内とします。
2 規約第38条1項各号に該当する時は申し立てから1か月以内に審議を開始します。

(除斥)

第3条 次のいずれかに該当すると他の仲裁委員が判断した仲裁委員は、不服申し立ての判断に加わることができません。この場合は、予備委員がその職務を遂行します。
(1) 当該仲裁委員が処分対象者またはその四親等以内の親族であるとき
(2) 当該仲裁委員が、処分対象行為の被害者またはその四親等以内の親族であるとき
(3) その他、処分の審査が公正に行われない疑いがあるとき

(事務局)

第4条 仲裁委員会の事務局は仲裁委員会が指名する事務局スタッフが担います。事務局スタッフは、処分等に対する判断を行うことはできません。
2 前項の事務局スタッフは、運営委員と兼任することができません。

(審理方法)

第5条 仲裁委員会は、処分への審理にあたって、第3条及び第4条の不服申し立てを行った会員及び処分を行った機関に対し、書面（電子メール含む）によって必要な事項を質問することができます。会員等及び処分を行った機関は、仲裁委員会が定める期間内に、これに回答しなければなりません。
2 仲裁委員会は、必要な場合は、書面に代えて、口頭（電話含む）によって前項の質問を行うこ

とができます。その場合、質問及び回答は、文書によって記録に残さなければなりません。

(意思の決定)

第6条 処分に対する判断は、仲裁委員会の合議によって行います。ただし、少数意見は必ず報告書に記載するものとします。
2 仲裁委員会の決定には、理由を付さなければなりません。

(報告書)

第7条 仲裁委員会は、処分の評価の結果を報告書にまとめます。
2 報告書は、申し立てを行った当事者、処分を行った党の機関、地域代表協議会に提出します。

(勧告等)

第8条 仲裁委員会は前条の報告書の他、必要と認めた場合は当事者、処分を行った党の機関に勧告等を行います。
2 勧告等は、申し立てを行った当事者、処分を行った党の機関、地域代表協議会に報告します。

(決定の尊重)

第9条 申し立てを行った当事者および処分を行った党の機関は、報告書による仲裁委員会の評価または勧告等を尊重しなければなりません。

(付帯決議)

- 規約第38条1項1号の「会員であった者」とは「除名処分のため会員資格を喪失したものからの不服の申し立てがあった場合」の意味であることを確認し、早急に規約を改正する。
- サポーターからの不服申し立てについては、その可否、条件等について、地域代表協議会で引き続き議論を行い、規約改正が必要な場合は総会に提案する。
- 第3条除斥の規定により、仲裁委員が不足する案件の対応については、地域代表協議会で引き続き検討する。
- 規約改正までの間は、上記付帯決議1の趣旨を生かして本規則を運用すべきである。